

○須高行政事務組合職員の特殊勤務手当支給規則

(昭和40年12月25日規則第3号)

改正	昭和44年3月31日	規則第1号
	昭和45年10月23日	規則第3号
	昭和46年3月31日	規則第1号
	昭和48年4月1日	規則第1号
	昭和49年4月1日	規則第1号
	昭和50年4月18日	規則第1号
	昭和52年4月5日	規則第1号
	昭和52年6月15日	規則第2号
	昭和55年3月28日	規則第1号
	昭和59年3月19日	規則第1号
	昭和61年3月31日	規則第2号
	平成29年3月29日	規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、須高行政事務組合職員の特種勤務手当に関する条例（昭和40年条例第5号）に規定する特殊勤務手当の支給に関し必要な事項について定めるものとする。

(支給等)

第2条 特殊勤務手当の支給に関し必要な事項については、須坂市職員の特種勤務手当支給規則の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年10月1日から適用する。

附 則（昭和44年3月31日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和45年10月23日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年9月1日から適用する。

附 則（昭和46年3月31日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年4月18日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年4月5日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年6月15日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月28日規則第1号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月19日規則第1号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日規則第2号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。